

連載 情報システムの本質に迫る

第 161 回 日本学術会議会員の任命拒否問題

芳賀 正憲

本庶佑博士は、がんの免疫療法を世界に先駆けて確立、一昨年ノーベル医学・生理学賞を受賞しました。免疫細胞はウィルスなど異物を攻撃する役割をもちますが、正常な細胞を攻撃しないよう表面にチェックポイントをもっています。がん細胞は正常な細胞のふりをしてチェックポイントを通過、免疫機能にブレーキをかけ、自らを増殖させていきます。このとき特効薬を用いてチェックポイントの働きを復活させれば、人間の自然の免疫作用によって、がんを治療することが可能になります。

チェック機能が働かないようにして自らの増殖を図る、がんの戦略は、絶対に許されないことですが、政治家が自らの権勢の拡大を図るために応用されることがあります。

行政権者の権力は、本来国民すべての福利のために付与されているものですが、自らが関係する特定集団の利益や目的達成のために、不正に行使されることがしばしばあります。民主主義社会では、このような権力の濫用を避けるため、社会システムの中に、何重にもチェック機構を設けています。官僚、特に内閣法制局、国会、司法、国民世論、マスメディア、学問システムなどです。

自民党政権は従来、たとえ強力な政権であっても、これらのチェック機構に介入することには抑制的であり、各組織の自律を重んじてきました。政治家として当然のことです。しかし、安倍一菅政権は、恣意的に行政を進めていくため、主として人事を通じてこれらのチェック機能を次々に減殺していきました。

官僚は本来、政治家の指示だけでなく、行政のルールにのっとって行動しなければならず、政治家が不当な要求をしてきたときは、ルールをもとにこれを拒否しなければなりません。ところが現在の日本の官僚は、人事権を官邸に握られたため、官邸の不当な要求にさえ、忖度してこれに従います。不公正な業務の執行が露見しそうになったときは、公文書の改ざんや隠ぺい、廃棄もいとわず、権力者を守ります。人間としてどうなのか疑問が生じますが、毅然とした対応のできる官僚は、今や少数派です。

内閣法制局は、法律の審査や解釈を行なう、行政府内の“法の番人”です。その業務は、法律そのものにもとづいて厳密に執行されなければなりません。しかし政権にとってみれば、政権に都合よく法律の解釈を変更してくれる人が、法制局長官として望ましいのです。そこで安倍政権では、法制局として異例の外務省から長官を抜擢、そのあと 2 代続けて意中の人の定年延長を行ない、長官に就けました。今年のはじめ、検事長の定年延長が問題になりましたが、法制局では、すでに実行していたのです。

国会は国権の最高機関であり、国民の代表が行政の執行状況について、厳しくチェックする役割を担っています。ところが、現状は政権与党の議員が圧倒的多数を占めているため、不公正な行政の執行に対して、野党がどのように鋭い指摘をしたとしても、はぐらかされ、うやむやにされてしまいます。問題に深く関わり、本来国会で説明責任を果たすべき参考人や証人も、与党の反対があれば呼ぶことができません。そのような中でも、最近の野党の質問には建設的で傾聴すべきものが多くあります。日本が今厳しい状況におかれているだけに、有権者もネットで視聴の機会をつくり、マスメディアも議論の核心を付度なく伝えて、次の投票行動に活かせるようにすることが必要と思われます。

政権がチェック機能をはずしたい重要な関門として、司法があります。

安倍政権はかなり乱暴に行政を進めてきたので、市民から告発されています。また、司法が独自に捜査を進めることもあります。森友文書の改ざんでは、虚偽有印公文書作成や公用文書毀棄（きき）容疑で告発されました。IR汚職の捜査と公判も進められています。桜を見る会とその前夜祭では、首相自身が公職選挙法と政治資金規正法違反容疑で告発されました。

できればこれらをすべて穏便にすませたい、そのためには検察のトップに、政権に近い人物を任命することが得策です。そこで白羽の矢が立ったのが、黒川・東京高検検事長です。ところが黒川氏は、2月7日に定年を迎えます。当時の検事総長の退官時期は夏でした。そこで政府は、黒川氏について、検察官として全く前例のない定年延長を6か月行なって、検事総長への道を開きました。この恣意的な人事は当然国会で問題になりましたが、法務大臣と人事院局長の経緯説明は、つじつまが合わず、国会に提出された法務省と人事院が協議したとされる文書は、日付がなく決裁もとられてなく、あとから偽造されたものと見なされました。

さらに政府が、今回解釈変更で行なった検察官の定年延長を法律で可能にする改正案を国会に提出したため事態が紛糾、ツイッターによる膨大な件数の反対デモが沸き起こり、また検察官OBからも批判の声が挙がったことから、安倍政権は通常国会での成立を断念しました。

その直後に、黒川検事長が賭けマージャンをしていた事実が発覚、検事長が辞任したため、定年延長人事は白紙に戻り、もともと検察庁内部で考えられていたとおりに検事総長人事が進められることになりました。安倍一菅政権による検察庁人事構想は、いったん挫折しました。

安倍一菅政権は、世論調査の内閣支持率は注視していますが、国民のチェック機能は重視していません。不祥事があったとき内閣支持率は下がるのですが、国民は忘れやすく、3か月もすればまた元に戻ることを経験則で知っているからです。政権が国民より重視しているのは、マスメディア対策です。国民は自律的な判断能力をもたず、マスメ

ディアの報道のムードに動かされやすいことが分かっているからです。

マスメディアによる政権批判は、できるだけ起きないようにしなければなりません。もともと現政権に好意的なマスメディアがいくつかありましたが、中立と見なされていたマスメディアにも御用記者的な人物は存在します。政権としては彼らを大事にし、コンタクトを重ねるようにして、ときには脅しも加えながら、次第に政権への批判を封じていきました。

2014年には、公共放送を標榜するNHKに、「政府が『右』と言うものを『左』と言うわけにはいかない」という、放送法違反の発言を公然とするような会長を任命することに成功、以後NHKから中立性は失われ、会長が代わっても、政権に肯定的な報道が主流になり、批判的な報道は、ほぼなくなりました。

森友問題が起きたとき、NHKの大阪に非常に優秀な記者がいて、特ダネをいくつも発掘していました。しかし、ある記事は上層部から書き換えを命じられ、ある特ダネは偶々スルーして午後7時のニュースでオンエアされたところ、報道局長から激怒されました。結局この記者は、取材ができない部署に配置転換されたためNHKを退職、別の新聞社で取材を続けています。ジャーナリズムとしての倫理感が、現在のNHKから失われています。NHKを視ていたのでは、今の日本の実状を正しく認識することはできません。

基礎情報学でマスメディアは、次の説明のように、立法・行政・司法などの社会システムに対してさらに上位の、コミュニケーション・システムとして位置づけられています。

「マスメディア・システムは、マス・コミュニケーションを構成素とする“階層的自律コミュニケーション・システム”(HACS)です。ジャーナリストなど少数の職業的送信者が、多数の一般受信者に、政治システムや経済システム、学問システムなど種々の社会的HACSの作動についての記述を伝えることにより、受信者に現実世界に関する統一的なイメージ(現実一像)を与えることが期待されています。その意味では、各HACSのコミュニケーションに関するコミュニケーションを実行するもので、階層的に人間の心的システム(下位)、社会システム(上位)に対して、最上位に位置づけられるものです。」

このような重要な位置づけからマスメディアは、立法・行政・司法の三権に匹敵する、社会にとってかけがえのない役割を担う第四の権力と呼ばれてきました。

マスメディアは、立法・行政・司法等々、社会システムの作動状況の truth を伝えて、はじめて一般市民は、それらについて現実像を的確に把握することができるのです。もしマスメディアが、post-truth の内容を伝えるなら、一般市民は現実像を誤ってとらえることとなります。その意味では、チェック機能を喪失した今の日本のマスメディアは、憂うべき状況にあります。一刻も早く、その本来機能を取り戻さなければ、日本は進路

を誤ります。

10月1日、日本学術会議が推薦した105名の新会員の内、6名が菅首相により任命を拒否されたことが明らかになりました。6名は、安保法制、特定秘密保護法、共謀罪、辺野古新基地建設への政府対応などに反対や批判する立場をとっていた学者でした。首相は任命を拒否した理由を、「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から」と、意味不明の説明をしています。実際は警察庁出身の官僚の進言により、政府に批判的な学者の活動を制限しようとしたものと考えられます。

この任命拒否は明らかに、菅首相による違法行為です。

日本学術会議法の第七条2項に、「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」とあります。(第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。)

第七条2項の「に基づいて、・・・任命する」は、一般的に形式的な任命で、拒否権はないとされています。例えば、憲法の第六条に、「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。」とあるとき、たとえ天皇が、この人物は、総合的、俯瞰的観点から適任でないと考えたとしても、任命を拒否することはできません。

現実に学術会議法改正時の国会で、中曽根首相をはじめ政府委員は、任命が形式的なものであることを繰り返し述べていました。中曽根首相には、次のような答弁があります。

「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」(第98回国会議事録)

また、当時の内閣法制局の文書に、学術会議に対する首相の権限に関して、予算、事務局職員の人事と庁舎管理、会員・委員の海外派遣命令等を除き、指揮監督権はもっていないと記載されています。

日本学術会議法の第三条には、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」とあり、独立して職務を執行するのが原則です。

政府の機関であり、国の予算も投入されていることから、学術会議に首相の指揮監督権が及ぶのは当然という議論がしばしばなされますが、これは大きな誤解です。裁判所は、国の予算が投入されていても政府から独立しているし、先に述べた検察は、政府の機関ですが、やはり独立して職務を執行します。

今回の任命拒否を契機に学術会議に関して、成果を出していない、学問の自由を侵害しているなどの批判がなされています。実際には膨大な数の提言や報告を出しているし、学問の自由に関して、学術会議は研究者や研究組織に対して制約する権限をもっていません。

先にマスメディアに関して、もしマスメディアが truth を伝えず、post-truth の内容を伝えるなら、一般市民は現実像を誤ってとらえることになることになると記しました。実際に、一部の政治家やジャーナリスト、有識者（とされている人）の、まちがっているが言葉巧みな言説がマスメディアを通じて広く伝えられ、人々にその是非の判断ができないとき、それらの言説は増幅され、人々や社会システムを異常な方向に振りまわすことが起きます。首相の学術会議会員任命拒否をきっかけに起きた、学術会議に関するデマの拡散や、いわれなき批判も、このようにして起きたと考えられます。

社会システムが多様化し作動が複雑化した現代社会では、マスメディアを通じてジャーナリストが、各システムの作動を正確に記述し市民に伝えることが、困難な領域が増えてきました。

このとき、真理を成果メディアとして問題の本質を明らかにし、解決策を提言していく学問システムの役割が、決定的に重要になります。

学問システムは、今まで、政治システムや経済システムと同列の社会システムとされてきましたが、これからは学問システムを、マスメディアを含め、社会システムの作動を正確に記述し市民に伝える、マスメディアよりさらに上位（最上位）のシステムとして位置づけるのが適切と思われます。マスメディアが、立法・行政・司法の三権に匹敵する、第四の権力と呼ばれていることになれば、学問システムは、第五の権力ということができます。

学問システムが、社会システムの各領域の本質モデルを正しく解明して、はじめて、教育も産業も、行政も、立法も、司法も、健全な進化が期待できます。

真理を成果メディアとする学問システムは、当然のことながら自律性が強く求められます。政治システムが人事に介入することは、あってはならないことです。

この 8 年間、民主主義社会の根幹となる、官僚、特に内閣法制局、国会、司法、国民世論、マスメディア、学問システムなどによるチェック機能が、次々と棄損されていきました。政権は安定し、一強などと呼ばれていましたが、国際競争力、一人当たり GDP、政府の総債務残高、年間出生数など、国として重要な指標は、惨憺たるレベルに落ち込みました。

チェック機能の喪失は、いわば免疫不全の状態です。一刻も早く、健康な身体を取り戻す必要があります。

連載では、情報と情報システムの本質に関わるトピックを取り上げていきます。
皆様からも、ご意見を頂ければ幸いです。